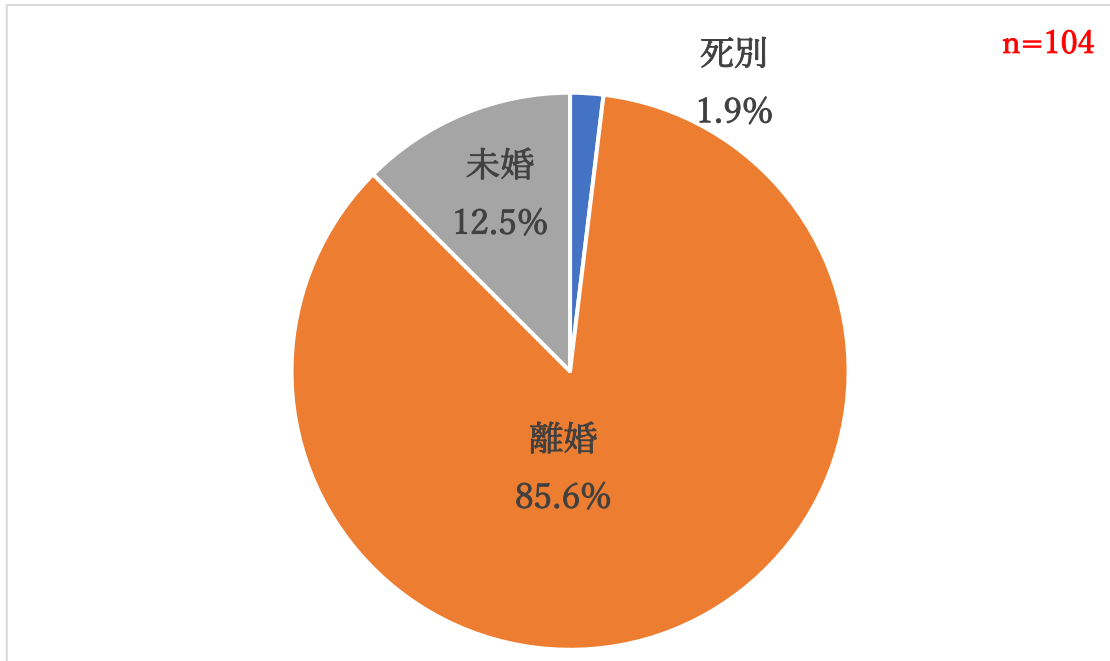


問1 あなたが「ひとり親家庭」になった理由は次のどれに該当しますか。

ひとり親家庭になった原因は離婚が85.6%と近年の状況がそのまま数字として表れるが一方で未婚は12.5%となっている。



1	死別	2	1.9%
2	離婚	89	85.6%
3	未婚	13	12.5%

104

「死別」を選んだ方はここで終了します。

なお、死別によることで、これまで困難であったことなどは、別途お伺いする機会を設けたいと思いますが、ここで伝えたいことがあればご記入ください。

- ・死別ではないのですが、離婚後数年してから直系血族である息子宛に親権者である私経由で税金滞納の請求と死亡通知が届いた時には、相続放棄の手続きに少し手間取りました。

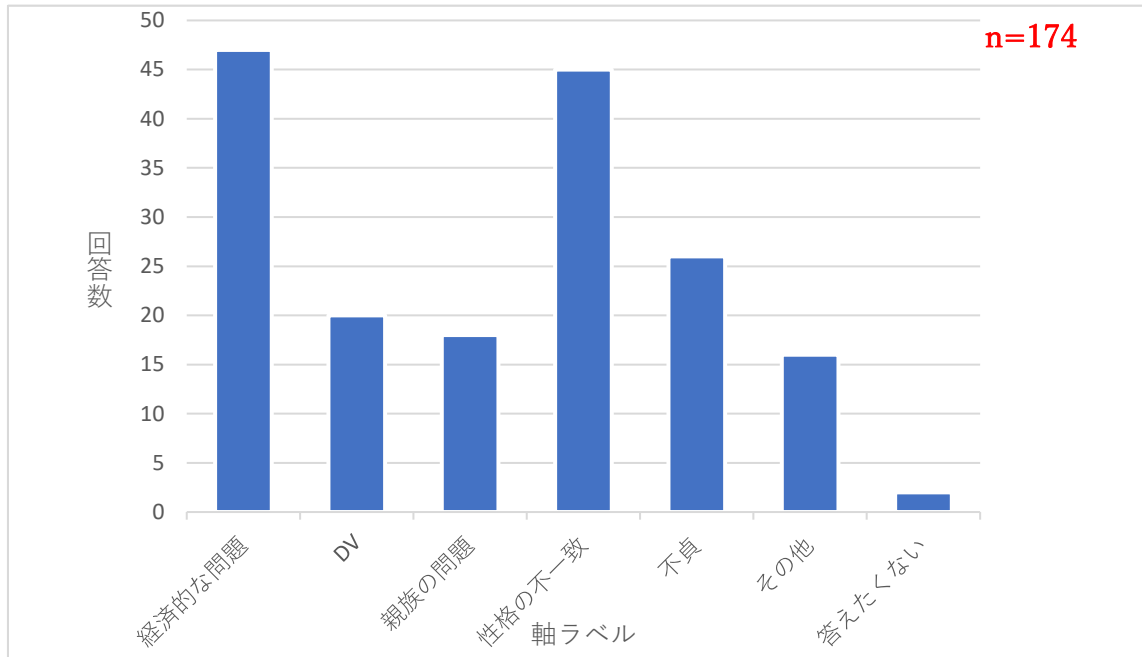
「離婚」を選んだ方へお聞きします。

問1-2 離婚の原因は次のどれに該当しますか。(複数回答可)

89名の回答者から174件の回答が寄せられた。

経済的な問題が、47名だが<その他>として「元旦那の借金」がある。

次いで性格の不一致45名、不貞26名 DV20名、親族の問題が18名となっており
その他として、個々の事情が記載されている。



1	経済的な問題	47	27.0%	52.8%
2	DV	20	11.5%	22.5%
3	親族の問題	18	10.3%	20.2%
4	性格の不一致	45	25.9%	50.6%
5	不貞	26	14.9%	29.2%
6	その他	16	9.2%	18.0%
7	答えたくない	2	1.1%	2.2%
	n	174		89

〈その他〉

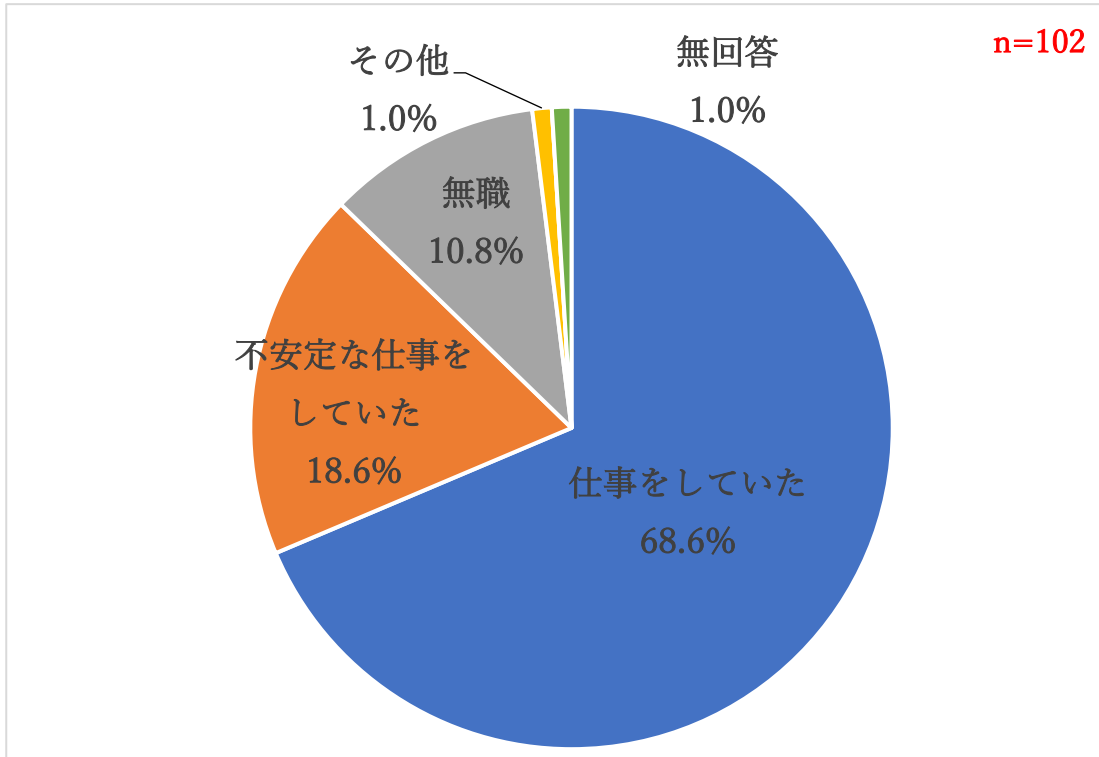
- ・元旦那の借金
- ・養子縁組をした子に対して愛情が感じられなかった。
- ・説明難しい。
- ・警察に捕まったから。
- ・飲酒によるトラブル
- ・子離れできない義母と上手くやれなかった。
- ・旦那さんが占いの将来を聞いた結果。

- ・ 犯罪
- ・ 薬物
- ・ 子供への関心の無さ。
- ・ 浮気
- ・ パチンコ依存症で、働かなくて。
- ・ 相手方が精神的におかしくなってしまう仕事も勝手に辞めて問いただしても嘘をつく始末で乳飲み子を抱えて共倒れになっては子供のためにならないと考え離婚を決意。
- ・ 犯罪を犯したから。
- ・ 生活時間の不一致。
- ・ 息子の目の前で馬乗りになり、首を絞められた時に離婚を決意しました。

これ以降は「離婚」「未婚」を選んだ方へお聞きします。

問2 離婚時または出産時（未婚の方）の相手方の仕事は次のどれに該当しますか。

「仕事をしていた」が68.6%で、「不安定な仕事をしていた」18.6%と「無職」10.8%を合わせると29.4%となる。



1	仕事をしていた	70	68.6%
2	不安定な仕事をしていた	19	18.6%
3	無職	11	10.8%
4	その他	1	1.0%
5	答えたくない	0	0.0%
6	無回答	1	1.0%

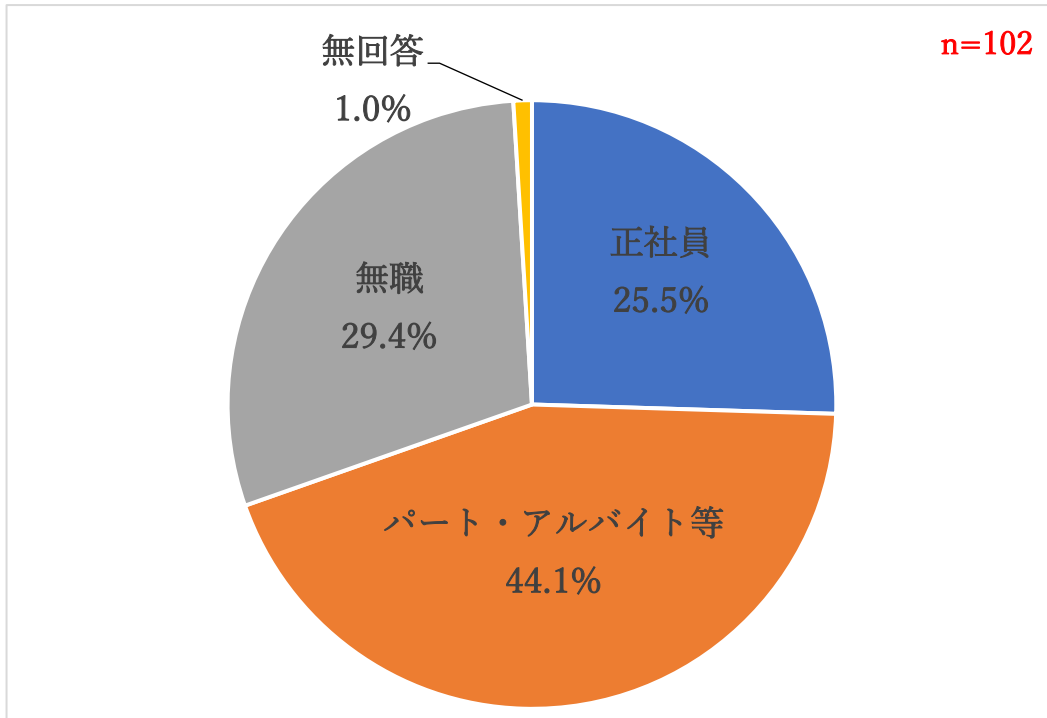
102

〈その他〉

・会社経営

問3 離婚時または出産時（未婚の方）のあなたの職業について、次のどれに該当しますか。

25.5%の人が正職員として働いている一方、パート・アルバイト等の方は44.1%で無職の方は30名で29.4%である。パート・アルバイト等の方と無職の方を加えると、73.5%となる。

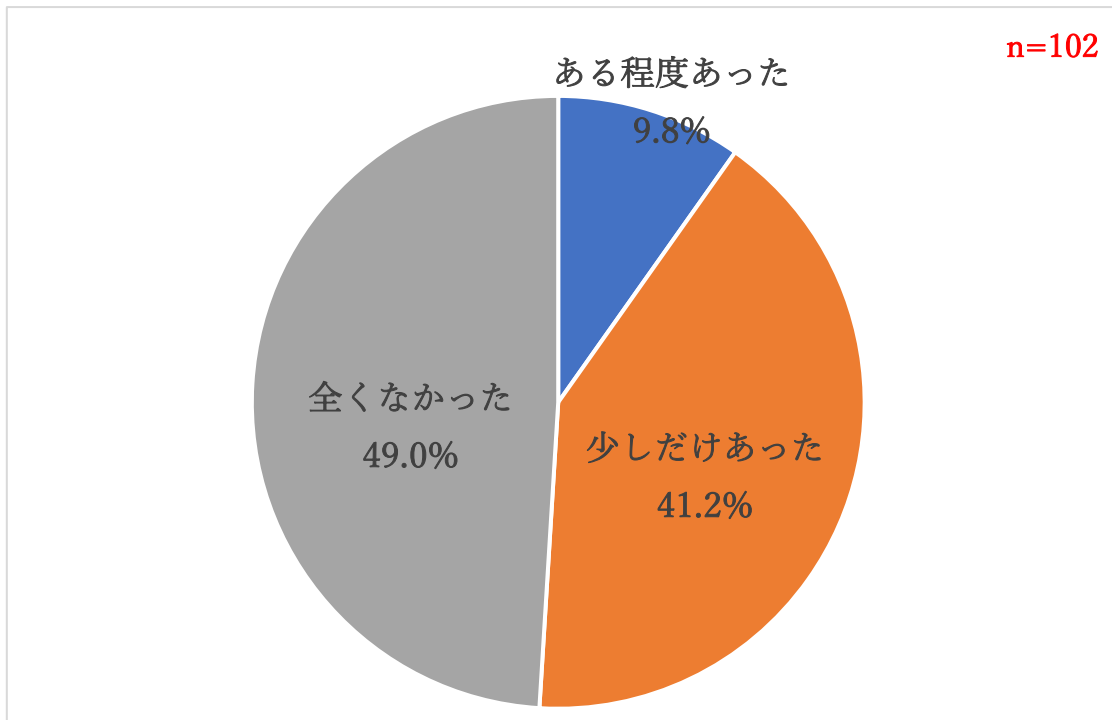


1	正社員	26	25.5%
2	パート・アルバイト等	45	44.1%
3	無職	30	29.4%
4	無回答	1	1.0%

102

問4 離婚時または出産時（未婚の方）のあなたの貯蓄について、次のどれに該当しますか。

ある程度あった方が9.8%と1割弱に対して、全く無かった方は49.0%約半数となっている。

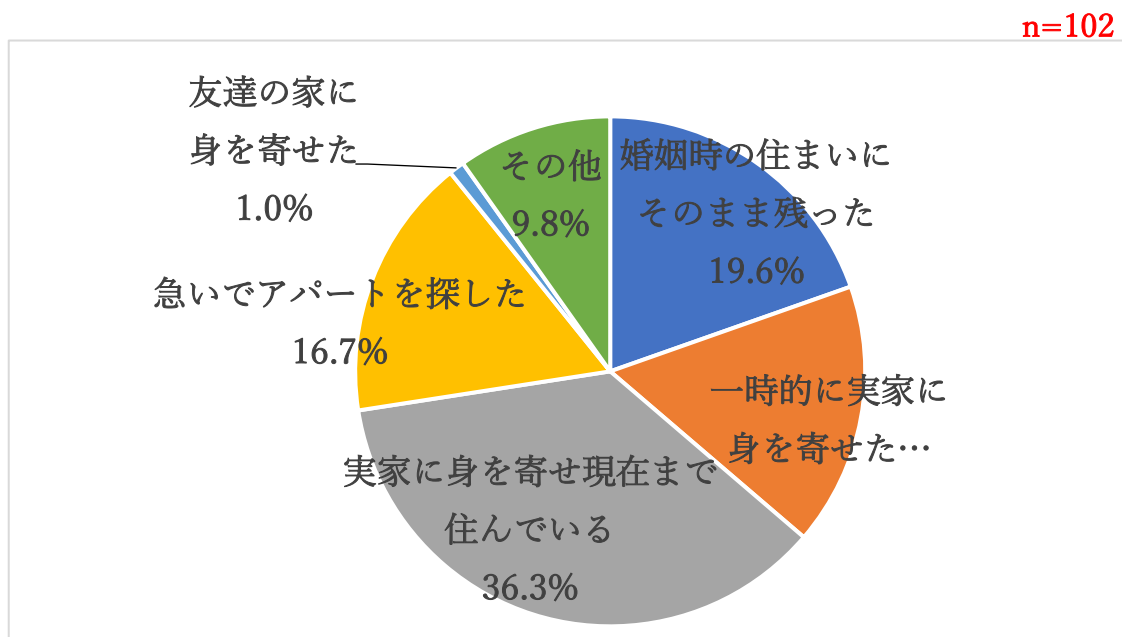


1	ある程度あった	10	9.8%
2	少しだけあった	42	41.2%
3	全くなかった	50	49.0%

102

問5 離婚時または出産時（未婚の方）の住居について、次のどれに該当しますか。

「実家に身を寄せ現在まで住んでいる」が36.3%と最も多いが、「婚姻時の住まいにそのまま残った」が19.6%、「一時的に実家に身を寄せた」16.7%「急いでアパートを探した」が、16.7%「友達の家身を寄せた」が1%となっている。



1	婚姻時の住まいにそのまま残った	20	19.6%
2	一時的に実家に身を寄せた	17	16.7%
3	実家に身を寄せ現在まで住んでいる	37	36.3%
4	急いでアパートを探した	17	16.7%
5	友達の家身を寄せた	1	1.0%
6	その他	10	9.8%

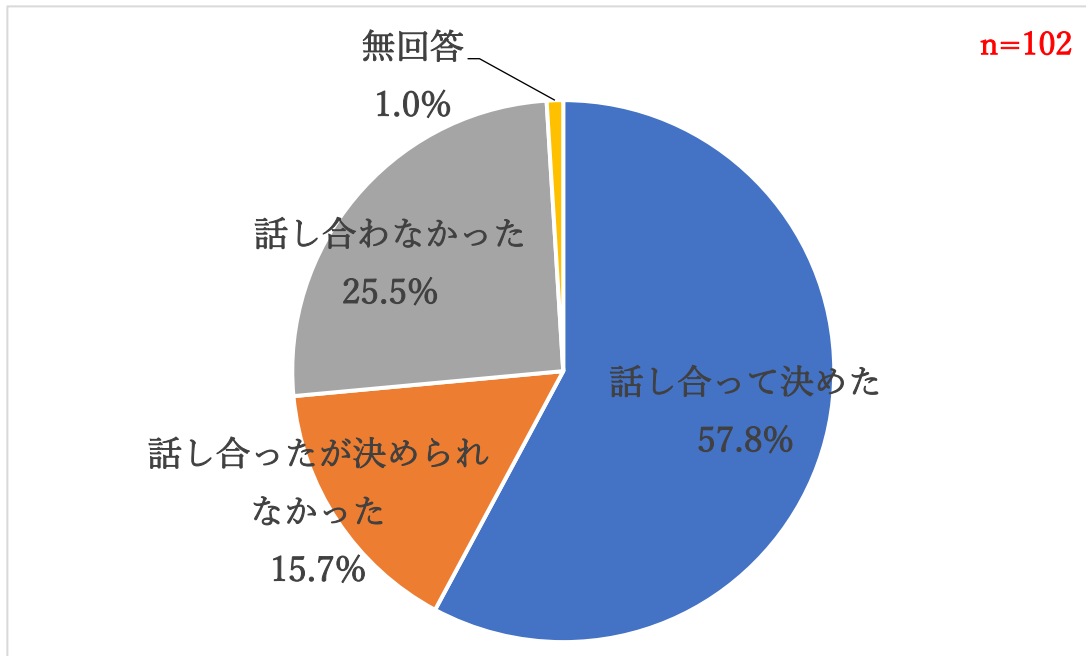
102

〈その他〉

- ・親が家を買ってくれた。
- ・母子生活支援施設に入居させていただいた。
- ・出産時は実家に住んでいたが、親と合わなかったため現在は公営住宅をかりています。
- ・財産がなく、住むところもない1人親の為の施設（正式な名称が思い出せませんが弘前市ではひまわり荘でした）。
- ・実家に住んでいたが、両親が高齢になり一緒に生活が出来なくなりアパートに引っ越した。離婚後10年は両親と住んだ。
- ・調停離婚だったため、期間を設けて婚姻時の住まいに住み、期日までに住むところを探し退去した。
- ・市営住宅に当たった。
- ・自分で借りていたアパートに住んでいた。
- ・数ヶ月の間友達の家と親戚の家に身を寄せてから、実家に戻り現在まで住んでいる。

問6 養育費の話し合いについて、次のどれに該当しますか。

57.8%が話し合っていて決めている一方、「話し合ったが決められなかった」が15.7%
「話し合わなかった」が25.5%となっている。

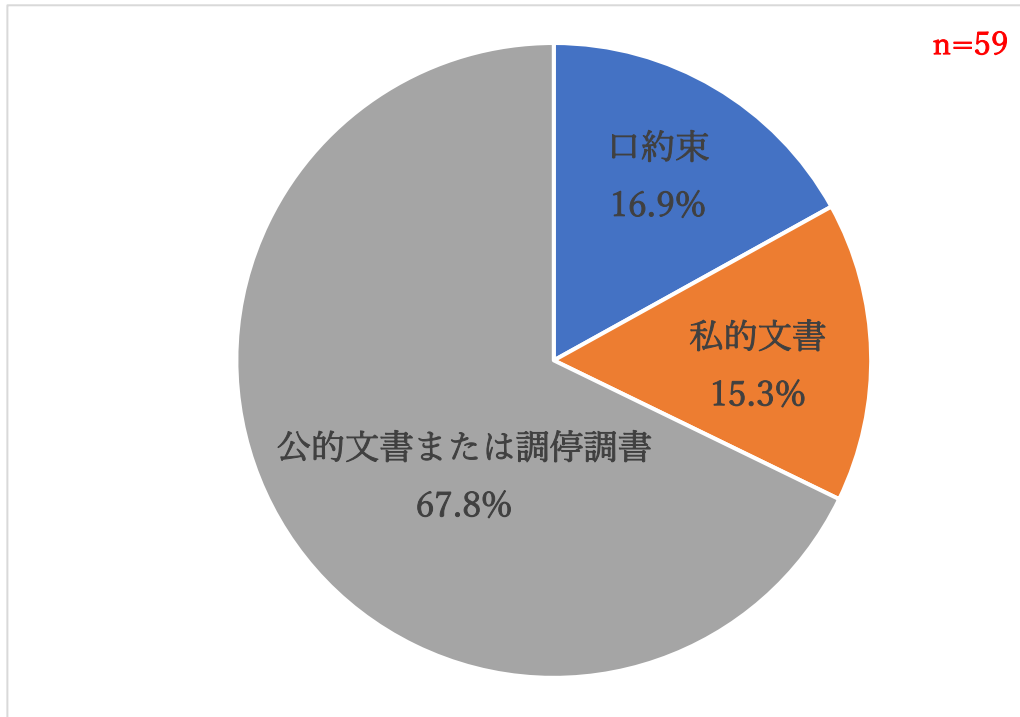


1	話し合っていて決めた	59	57.8%
2	話し合ったが決められなかった	16	15.7%
3	話し合わなかった	26	25.5%
4	無回答	1	1.0%

102

問6-2 「話し合っで決めた」を選んだ方は、どのような決め方に該当しますか。

「公文書または調停調書」が67.8%で、「私的文书」または「口約束」はそれぞれ15.3%、16.9%となっている。



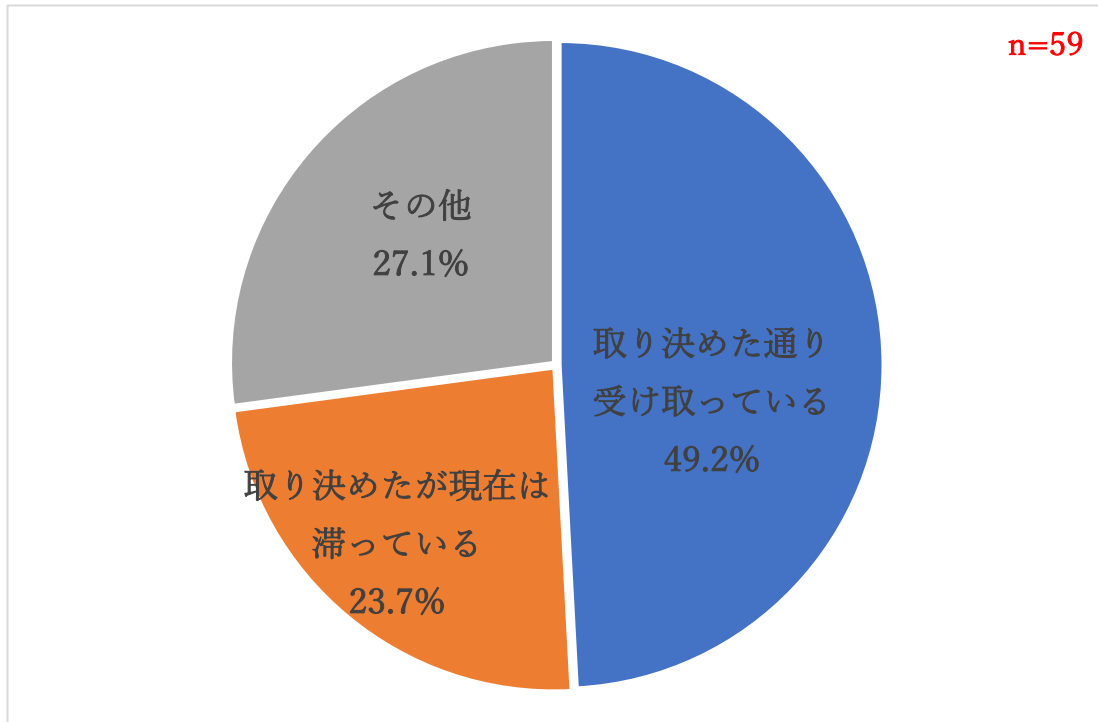
1	口約束	10	16.9%
2	私的文书	9	15.3%
3	公的文书または調停調書	40	67.8%

59

問6-3 「話し合って決めた」を選んだ方へ、さらに、現在のことをお聞きします。養育費は現在も受け取っていますか。

取り決めた通り受け取っているのは、「話し合って決めた」方のうち49.2%とほぼ半数の29名が取り決め通りに受け取っている。

なお、回答者全体の102名を母数とした場合は28.4%となる。



1	取り決めた通り受け取っている	29	49.2%	28.40%
2	取り決めたが現在は滞っている	14	23.7%	13.70%
3	その他	16	27.1%	15.70%
		59		102

〈その他〉

- ・受け取っていない。
- ・18歳迄の約束。
- ・現在大学生の子がいるが、大学入学以降、取り決めた額より多く受け取っている。
- ・取り決めたが受け取れていない。
- ・兄弟がバラバラになった為、養育費は相殺となり受け取らない。
- ・10年以上前に病気して無職を理由に養育費を払わなくなった。
- ・取り決めたがもらっていない。
- ・相手が再婚した。
- ・息子が高校を卒業したと同時に、養育費をくれなくなった。

- ・『認知・養育費とも要らない』がこちらの提示だから。
- ・兄弟で父親が違うため上の子はもらえているが、下の子は取り決めもなく、養育費ももらったことがないため。
- ・養育費の金額に納得はできなかったが、調停離婚が成立しないため、提示された金額で離婚を決めた。養育費が遅れたこともあったが、払ってはくれています。養育できるような額ではないのに養育費と言えるのかが疑問です。
- ・こちらが親権を取得することを条件に、養育費の請求はしなかった。また、私の親に対して、元配偶者が借金があったため、そちらの返済については取り決めたが、数回で返済はされなくなり、こちらから請求もしなかった。
- ・相手が再婚した。
- ・相手の再婚により減額された（調停により）。
- ・取り決めたが相手が仕事を辞めて払えないと調停をおこされた。働いて収入を得たら連絡することになっているが一切ない。その間に相手が再婚した。

〈取り決めた通り受け取っている〉

- ・養育費減額調停中。

番外編

問6で「話し合って決めた」以外を選び、問6-3で「その他」に入力があった回答。

問6 養育費の話し合いについて、次のどれに該当しますか。

話し合って決めた⇒問6-2へ

話し合ったが決められなかった⇒問6-4へ

話し合わなかった⇒問6-5へ

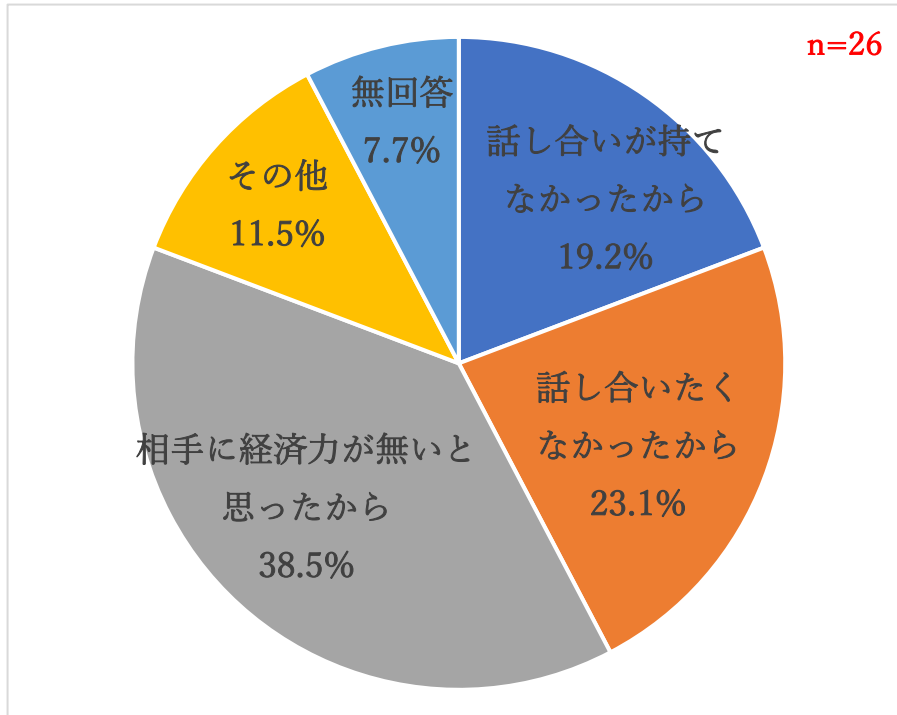
問6の回答	問6-3「その他」での回答
話し合ったが決められなかった	・東日本大震災の為仕事がないということ。
	・今まで一度も受け取ったことがないです。
	・養育費は貰っていない（養育費の話し合いも出来ないまま、元夫が再々婚してしまった為）。
	・相手に拒否された。お金が無いと言われて逃げられる。
	・払え無いの一言。
話し合わなかった	・養育費は払わないと言われた。
	・養育費は要らないから離婚して欲しかった。自分で稼ぐから必要ない。
	・貰わなかった。
	・再婚で子供達は私の連れ子なので養育費はもらう義理がないと思いました。
	・自分に非があるので養育費はない。
・はじめから受け取るつもりはありませんでした。とにかく、離れて生活する事が子供のためと思いました。	

問6-4 「話し合ったが決められなかった」を選んだ方は、決められなかったのは何故ですか。ご記入ください。

- ・定職もなく話しにならない。
- ・公的文書を作成し、養育費を支払うという話になっていたが途中で音信不通になり全く支払われていない。
- ・調停をしたが、会社経営はしてるものの、役員に名前がないので、無職と扱われ、取り下げした為。
- ・相手の借金返済を優先された。
- ・話し合いにならなかった。
- ・お互いの提示金額の相違。
- ・元旦那の親（義母）がしゃしゃり出て、話し合いにならなかった。
- ・調停をしたが払うことを拒まれた。
- ・相手の経済力の無さ。
- ・相手も経済的に余裕がないとの事で、無しにしました。
- ・相手が払わないの一点張りだった。
- ・相手が渡したくないと言った。
- ・調停で幾らかでも支払って欲しい旨は伝えたが定職に就くまでは無理だと今も受け取ってはいない。

問6-5 「話し合わなかった」を選んだ方は、話し合わなかった理由は次のどれに該当しますか。

「相手に経済力が無いと思ったから」が38.5%で「話し合いたくなかったから」が23.1%、「話し合いが持てなかったから」が19.2%となっている。



1	話し合いが持てなかったから	5	19.2%
2	話し合いたくなかったから	6	23.1%
3	相手に経済力が無いと思ったから	10	38.5%
4	その他	3	11.5%
5	無回答	2	7.7%

26

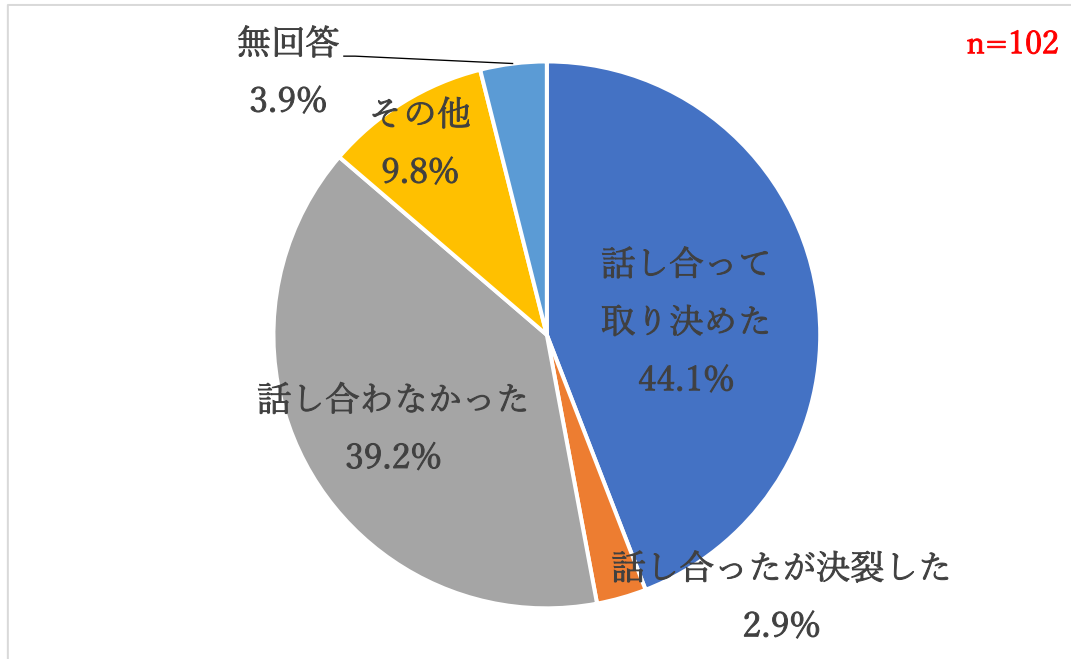
〈その他〉

- ・養育費を貰わない代わりに、子どもにも会わせない事にした。
- ・前述通り命の危険を感じた為、相手の精神が安定するか息子が自分の身を自分で守れるくらい成長するまで出来る限り関わりを持ちたくなかったため、話し合いたくなかったし、とても話し合いは出来なかったし、経済力もなかったため、全てに当てはまる。

問7 面会交流の取り決めについて、次のどれに該当しますか。

「話し合って決めた」は44.1%である。「話し合わなかった」が39.2%となっている。

その他では、危険を伴うことから様子を見ているという回答もあった。



1	話し合って取り決めた	45	44.1%
2	話し合ったが決裂した	3	2.9%
3	話し合わなかった	40	39.2%
4	その他	10	9.8%
5	無回答	4	3.9%

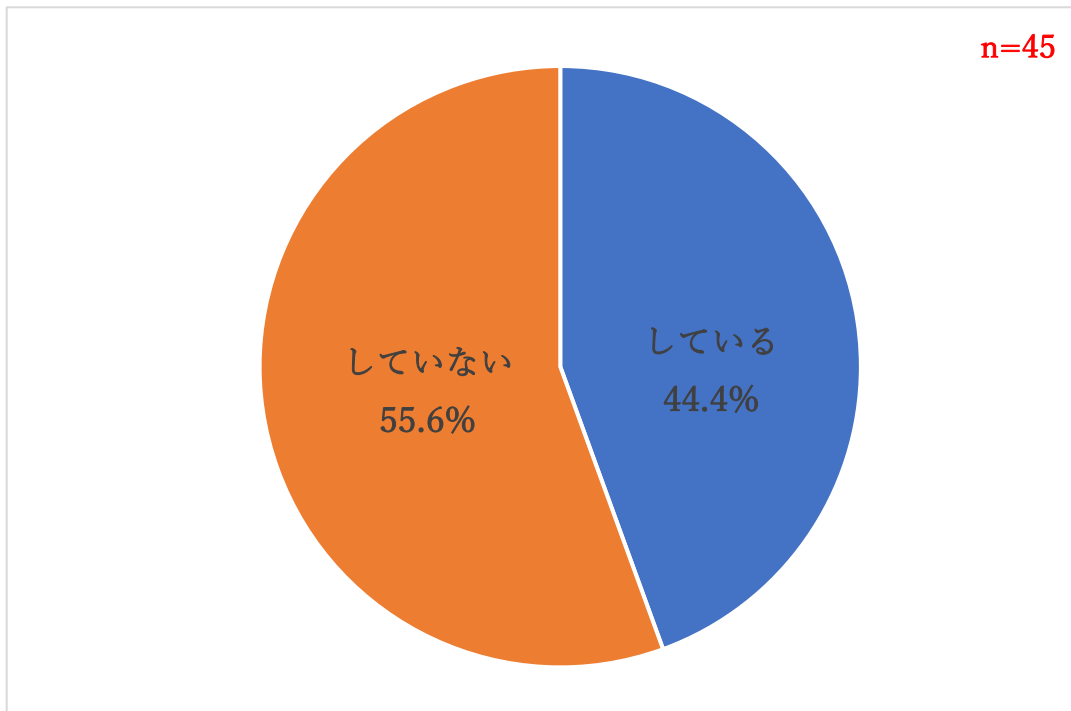
102

〈その他〉

- ・途中から相手が拒否した。
- ・自由。
- ・自分を通さず、好きなように父子で直接やり取りしてくださいと双方に伝え、双方の連絡先を伝えた。
- ・話し合いにならなかった。
- ・会いたくないと言われた。俺は死んだ事にしてくれと言われた。
- ・何度も面会の申し出はあったが前述通り事件性が高かった為、相手の精神状態や息子の成長を考慮して時期をみていた。

問7-2 「話し合って取り決めた」を選んだ方へお聞きします。面会交流はしていますか。

取り決めた通り面会交流を「している」44.4%で、「していない」は55.6%と半数を超えている。



1	している	20	44.4%
2	していない	25	55.6%

45

問7-3 「していない」を選んだ方は何故していないのかをご記入ください。

- ・自分の時間が欲しいと言った相手が、都合のいい時だけ子どもに会うのが面白くなかったから。
- ・相手が再婚し、再婚相手が子どもと会うのを嫌がったため、もう二度と子どもには会わないと一方的に連絡を遮断された。
- ・会わない約束をしたから。
- ・県外にいるらしく、連絡も音信不通になっている。
- ・一度したことがあるが今はコロナのためしていない。
- ・相手と連絡がとれなくなったから。
- ・どこにいるかわからない。音信不通になった。
- ・最初はしていたが、子供と相手の時間的都合が合わなくなった。
- ・相手が再婚した。
- ・DVがあったので、警察から子供と会わせないようにいわれました。
- ・養育費を受け取る以上、面会させなければいけないと裁判所で言われたが、DVを理由に離婚している為、会わせたくない。子どもが大人になった時に、どうしても会いたいという希望があれば、会わせる可能性はあるかもしれない。
- ・出産前の話し合いで決めたから。
- ・コロナ前までは、1年に1回は会いにきていた。ここ2～3年は会ってないが、毎週日曜日に電話やビデオ電話している。
- ・面会交流の取り決めの時点で、相手側が会わないと取り決めたため。
- ・相手が子どもに会わないと言った。
- ・会わせたくない。（家庭が成り立つような額の収入の仕事をしていなかったのも理由の一つです。また離婚理由にもあるように、不貞や薬物などしている親がいると噂されたりしたら子供に悪影響を及ぼすと考えたから。）
- ・子供が会いたがらないため。
- ・面会要望がない為。
- ・相手方が連絡先を変更して教えて来ないので連絡のしようがない。
- ・遠方にいるのでコロナ前に一度会ったきりになっている。テレビ電話を1回か2回したけど相手のスマホが故障して画面が映らなくなってそれっきり。子供は毎日のようにパパの話をしています。

番外編

問7-2で「している」を選び、問7-3で「何故していないのか」に入力があった回答。

・月1の話だったが、相手方の仕事の都合により2ヶ月に1回会えるかどうか。

問7-2 「話し合って取り決めた」を選んだ方へお聞きします。
 面会交流はしていますか。
 している⇒問8へ
 していない⇒問7-3へ

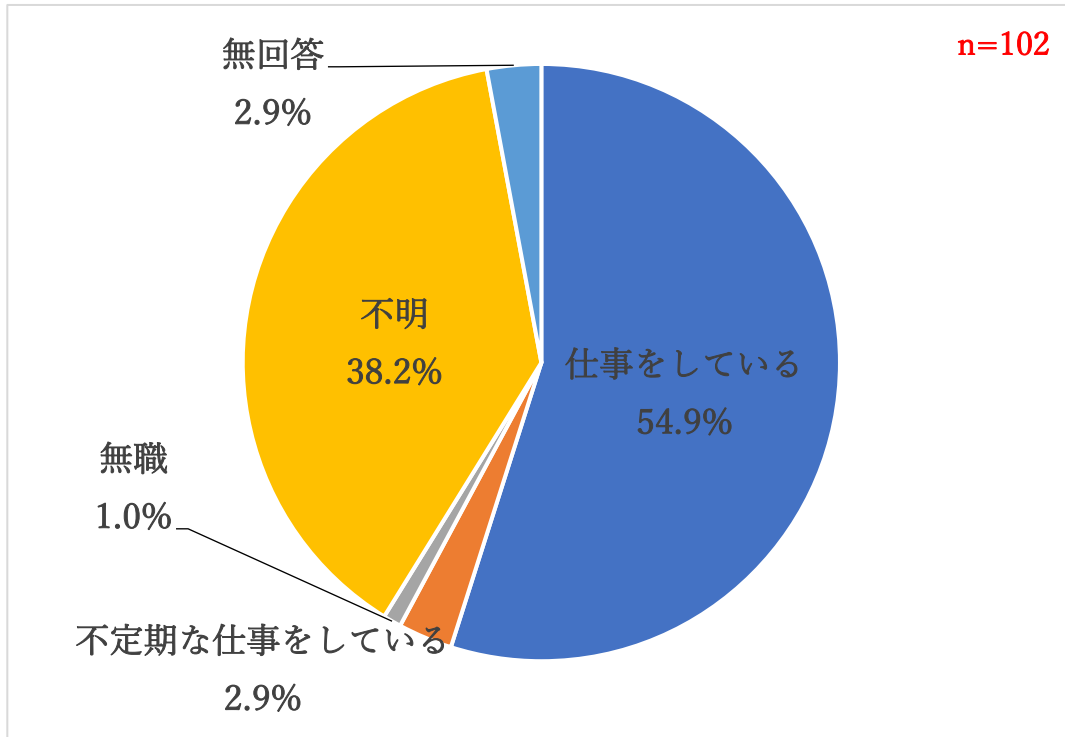
問7で「話し合って取り決めた」以外を選び、問7-3で「何故していないのか」に入力があった回答。

問7 面会交流の取り決めについて、次のどれに該当しますか。
 話し合って取り決めた⇒問7-2へ
 話し合ったが決裂した⇒問8へ
 話し合わなかった⇒問8へ
 その他⇒その他の内容を入力し、問8へ

問7の回答	問7-2の回答	問7-3の回答
話し合った が決裂した	していない	・相手が会いたいと思っていない。相手にすぐ家庭ができた。
	回答無し	・調停で会わせないようにしてくださいといわれた。
話し合わな かった	回答無し	・子供とはいつでも面会してもいいと言った。
	回答無し	・話せなかった。
	していない	・相手が再婚しているため。
	回答無し	・子どもに会わせたくなかったし、相手も特段面会を望まなかったの。その後、一度連絡が来たが、その時は会わせなかった。
回答無し	回答無し	・親が決めるのではなく、子供が会いたいと思って相手も会いたいと思っているなら約束をしなくても会えばいいものだと思うから。
	していない	・父親が面会を望まない。
回答無し	していない	・ごくたまにしているが、会うと子供の心が乱れるから会わない様にしている。

問8 相手方は現在仕事をしていますか。

「仕事をしている」と答えた方は54.9% 「不規則な仕事」や「無職」と答えた方は3.9%、「不明」が38.2%となっている。

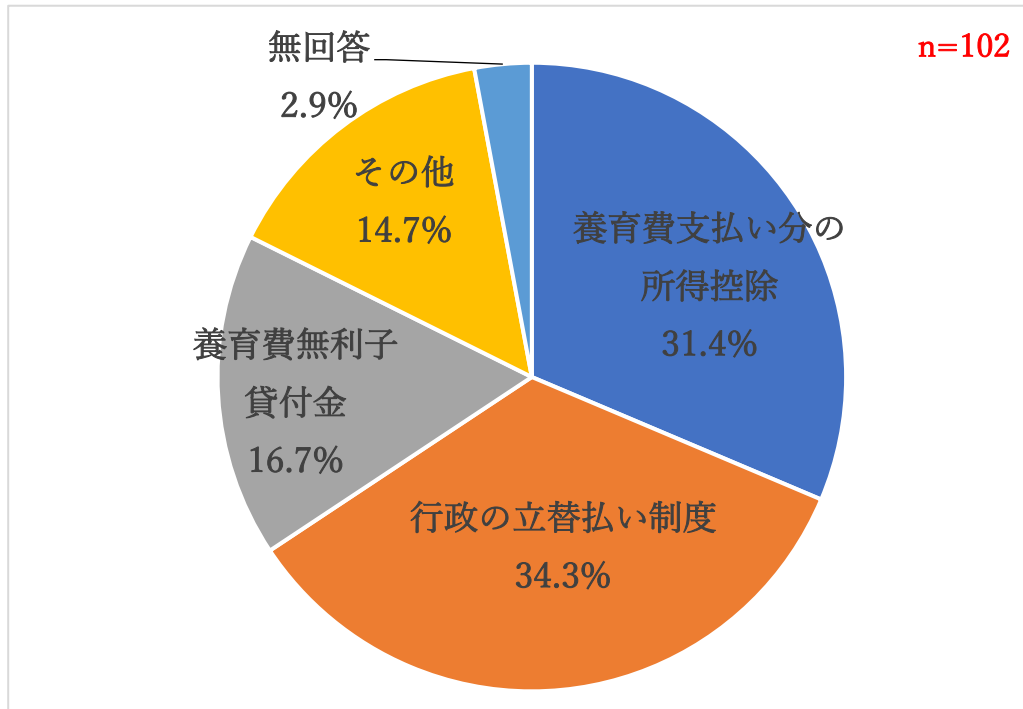


1	仕事をしている	56	54.9%
2	不規則な仕事をしている	3	2.9%
3	無職	1	1.0%
4	不明	39	38.2%
5	無回答	3	2.9%

102

問9 養育費について、どうすればもらいやすくなると思いますか。
 どのような支援や制度を希望しますか。

行政の立替払いが34.3%と最も多く、次いで養育費支払い分の所得控除が31.4%となっている。



1	養育費支払い分の所得控除	32	31.4%
2	行政の立替払い制度	35	34.3%
3	養育費無利子貸付金	17	16.7%
4	その他	15	14.7%
5	無回答	3	2.9%

102

〈その他〉

- ・元旦那が結婚する相手が難病だから支払えないし支払うつもりはないと言われた。本人が親としての責任が持てない人にどんな法整備をしても無理だと思いますし聞いた話で家庭があり子供もいて今更親権を欲しいと言うとは思えない。子供を会わせて何かあったら誰が責任を取るのか？
- ・他界してるらしいから。
- ・養育費が支払う気がないので該当しない。
- ・養育費を貰おうとか甘えてる。自分の力で稼いで頑張れ。
- ・払う気がない人間に何をすれば良いのか分からない。諦めている。
- ・私自身もらうことを考えなかったなので、その件についてはよく分かりません。

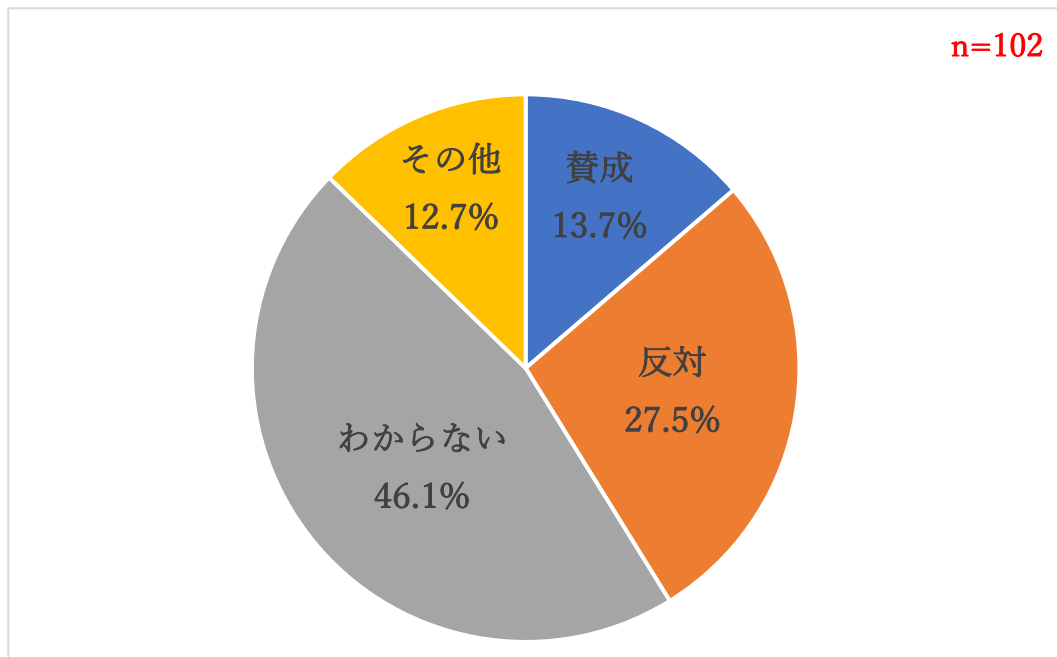
- ・公正証書を義務化。
- ・離婚届提出時に、相手方の給与または預金等口座から、こどもの学校徴収金引き落とし口座や児童手当口座へ入金するよう手続きをする。むやみに行政や自治体が立替をすると、余計に支払われなくなるのではないか？また所得控除など、若くて離婚する夫婦は制度はおろか控除という言葉や意味さえ知らない場合が多いのではないか？
- ・離婚届を出すと自動的に収入が多い方が親権のある方に自動的に払う制度というのがあればいいと思います。
- ・調停員による説得も無理だったので人によっては無理だと思う。
- ・もらうべきだと思うが怖い。
- ・養育費を支払わない場合には強制的に共同親権にする。本人が支払えない場合は、親族が払うことにする。
- ・わからない。
- ・養育費は被監護者の子に対する義務・責任であることから、当事者間で話し合いすべき問題であり、支援制度により確保しようとするのは筋違いと考えます。結果的に養育費をもらえなくなったとしても当事者同士の責任でありそれに対して税金等を投入すべきではない。養育費をもらえないのであればその分働いたり身の丈にあった生活をすべきと考えます。
- ・どのような制度が出来ても多角的にみて支払い能力のある人は支払うし、支払い能力のない人は支払わないと思うので、子どもの養育費として立て替え出来る機関があるのだとしたら親の申請制度ではなく後日親へ請求・徴収できる仕組みがあれば良いと思う。

〈養育費無利子貸付金〉

- ・制度があったとしても申請が支払う者が行うのであればそれを相手側が申請しなければ結局は意味のない制度になってしまうので、その辺も子供の為にとする制度にするのであれば申請はどちらでも行える様にしなければならないと思う。

問10 共同親権についてどう思いますか。

賛成 13.7% に対して、反対27.5%とほぼ2倍の回答となっているが、一方で「分からない」が46.1%となっている。



1	賛成	14	13.7%
2	反対	28	27.5%
3	わからない	47	46.1%
4	その他	13	12.7%

102

〈賛成〉

- ・子どもが両方の親と関われるので寂しさを与えなくて済むし、兄弟がバラバラにならなくて済む。
- ・夫婦の都合で離婚して、子供には申し訳ない気持ちでいっぱいです。でも子供の心の中にはパパがいつもいるようです。手紙を書いて出したりしています。

〈反対〉

- ・共同親権にして相手が勝手に子どもに何かしたら誰が責任を取るのか？法整備をするのは勝手だがこちら側の気持ちをよく考えて頂きたい。
- ・書き込む場所が無いためここをお借りします。上記質問内容に納得いかないまま回答しております。私的文書もって約束と回答しましたが、相手のきょうだい勝手に私的文書を作成してきて、話し合った内容の金額より

減額しておりました。私に言われたからサインしたとか言わないでね、などとり方では脅しとも取れる一言を残しサインさせられました。故に共同での子育てなんてとてもでは無いです。「反対」です。

- ・どちらも子育てに口出しし、しまいには口を出すな！金を出せ！状態のケンカになりこどもに悪影響を与えると思う。
- ・共同親権について当方は養育費ももらい、面会交流も月2回行っており、子供の情緒は安定しています。経済的にも最近給与アップしたため問題ないですが、万が一夫とまた共同で育児するとなれば私はまたノイローゼになり、かえって子供が不幸になると思います。

〈わからない〉

- ・共同で親権を持つことがいいのか悪いのか、一人ひとりケースがあるのでなんとも言えない。私の場合は、まだ円満に離婚したので、子どもたちがお父さんに会えることがいいと思っていたが、向こうの再婚により子どもたちが連絡することすら拒否されたので子どもたちがショックを受け、一時的に精神不安定になった時期があったため共同親権はとにかくとして、子どもの意見や気持ちが叶えられるようになってくれれば…。また、周りにDVで離婚した人もいて、共同親権にしてしまうと大変なことになってしまうケースなどもあるため、選択できるようにしておかないといけないと思う。
- ・親と子供の関係にもよるので、一概には言えない。
- ・私の場合は、2回離婚してますが子供達の父親は次女が入院している際に他に女の人が出て、病院への付き添いもせず見舞いにも来ずで離婚したので、養育費は3人分で3万しか払えないと言われたんですが、毎月相手方の家に子供を泊ませ、入学式、卒業式、その他の学校行事には相手方も参加させるとか色々条件つけられてだったので、3万円の為に精神的苦痛を受けるのが嫌で養育費受け取らなかったの、そんな事情なので元夫とは関わりたくないです。子供達も会いたいとかそんな素振りは今一度もありません。
- ・共同親権もいいが、元夫と会いたくないし、近くに住みたくない時は、辛いと思う。子供にとってはどちらの親にも会えるのはDVなどがなければいいことだと思う。親権が一方にあるので簡単に別れられたが、共同親権になったら、弁護士をいれて細かく決めて別れなければならないと思う。わたしは、親権がもらえるなら、慰謝料など求めないという交換条件を出して別れた。
- ・良いとは思いますが、やはり相手次第。共同親権も、あれば選べるかたち

で良いかなと思いました。とにかく、女性ばかりが大変な思いをしている時代です。

- ・お互いが独身であれば会っても良いけど、再婚などをして家庭を持ったら会いたくない（会わせたくない）と思うから。
- ・ただしいとは思いますが怖い。

〈その他〉

- ・子供にかかわることの決定など、話し合いが必要な場面で両親が円満な状態でなければ難しいように思う。話し合いができて意思の疎通ができる状態であれば離婚してない。
- ・個々の家庭の状況により、共同親権が子供にとって精神的な苦痛や負担を伴う可能性もあります。離婚時の家庭状況などによりどちらかを選択出来るならまだしも、共同親権を法制化して当事者に強制することが必ず正しいとは思えない。子供の事を本当に考えるのであれば選択肢をいかに増やすかが大事なのではないでしょうか？
- ・親である事を放棄した方に権利が有っても無意味だと考える。
- ・ケースバイケースで選択できるとよい（子供にとって一番負担のない方法を熟慮した上で）。
- ・状況によるので、選択できるのであれば賛成。
- ・状況によりけりだと思う。私の場合は単独親権でよかったです。
- ・共同親権が良いか悪いかは、人それぞれだと思います。
- ・家族によって、さまざまなケースが考えられると思うので、一概には決められない。詳細から判断して、共同親権が適当とされた場合のみ賛成。単独か共同か選べれば良いと思う。
- ・子供によって、考えや思いが違うから、難しい問題です。
- ・その人たちがそうしたかったらそうすればいいと思う。
- ・ケースバイケースで共同親権か今まで通りかを双方または子供の意見も交えて話し合っ決めてられるようになれば良いのではと。
- ・離婚でも未婚でも共同親権程の覚悟と自覚と責任を持って子どもを育てていける世の中になってほしいと思いつつ、多様性が進む社会の中個々の事情もあると思うので、共同親権を希望する親は選択できる柔軟性があり、またその選択が適正かどうか判断できる第三者機関などがあれば良いのかなと思いました。高齢者を支える社会から子ども達を健やかに育てる社会へと、少しでも環境が整ってくれたらと願うばかりです。

回答締め切り後に提出された意見

- ・共同親権には反対である。

学校や行政から、両方の親で相談しなければいけないことが起きると子どもに負担がかかる。

自分の子どもが学校を受験する際、学校の体制が子どもの意見よりも親の意見を尊重する体制にあった。

もし共同親権になった場合、両方の親から承諾を取るとなると時間もかかるし、親がもう一方の親と連絡を取り合うことで受けるストレスを子どもも敏感に感じ、子どものストレス、負担になる。